

# ろうきよう

●発行／(略称 労供労組協)  
労働者供給事業関連労働組合協議会

〒110-0000 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F  
電話 03(5603)4570 FAX 03(5603)7265  
●発行人/ろうきよう編集委員会

# 派遣法のネガティブ化反対

## 非営利の労供事業で雇用確保

政府は、派遣法「改正」と一緒に職安法の改定も合わせて行おうとしています。労供労組協は昨年二月には派遣労働ネットワークと共催で派遣法シンポジウム(二面参照)を開催、二月には労働省への申し入れ、中職審小委員会のヒアリングなどで職安法四四条・四五条の堅持、労供事業の事業主体付与や派遣法のネガティブ化反対を主張してきました。

### 有料職業紹介と派遣法を組み合わせ?

林事務局長をはじめ労供労組協代表は昨年二月二日、労働大臣あてに職安法の改悪反対と労供事業の促進に関する要請書を出しました。この申し入れには、労働省職業安定局民間需給調整事業室の中村係長らが対応しました。

この中で労働省側は、「労働省としての方針は、派遣法と職安法の三三三の有料職業紹介を

つなげた法案を考慮している。審議会の委員からの異論が出ない限り四四条、四五条は現時点ではいじらない」と述べました。

## 労供労組協、職安法改定のヒアリングで主張

昨年二月三日、中央職業審議会の小委員会で、職安法を改定するためのヒアリングが行われました。当日は、無料職業紹介を行っている日産労組、労供事業を行っている新運転、その他の労供労組を代表して労供労組協の三者が意見を述べました。なお、この会議には労働省の職安局需給調整室の室長ほか数名が事務局として参加しています。

①団体の概要、②労供事業推進の考え方、③具体的な方針、④

参議院の与野党逆転の状況にらみながら職安法を守り、労働強化の施策を引き出すことが必要になっています。

①職業安定法四四条・四五条を護り、改悪しないこと②労働者派遣法を改悪しないこと③労働者供給事業促進のため、労働者供給事業組合の事業主体を認めること。

労働省は、雇用情勢の深刻なもので、すべての雇用システムの活性化を基本にしています。

最近の事業概況と要望について発言しました。その中から二、三の発言要旨を紹介します。

伝統的な労供事業の職種は、看護家政婦、自動車運転士、港湾荷役の職種です。派遣法制定に前後して、音楽演奏家、コンピュータプログラマー、OAスタッフ、ツアーコンダクターなど近代的な新しい職種が参入しています。また看護家政婦もホームヘルパーとして介護保険法制定に伴い新たな職種として位置づけられるようになりました。さらには出版の編集者などの職種も

参入も続いています。現時点では、伝統的労供事業職種の人数、事業高が大勢を占めていますが、今後はこうした新しい職種の事業の強化・拡大も共にめざしていく状況にあります。

①労供事業組合を社会労働保険の適用事業所とすること。そのために、非営利性を担保しつつ積極的に「事業主体」を付与する労供事業法を制定すること。

②運用上の改善要望としては、ミュージシャンなどの広域性を認め、中央の許可で地方での就業を可能にすること。許可有効期間を五年にすること。供給実績報告を半年ごとにする。

出席している委員からは、①労供事業の規模、②組合費(特に不就業中の場合)、③派遣との競合についての質問が出されました。とりわけ派遣との競合については、「プログラマー、添乗員、放送番組制作、出版の編集などが競合する。社会労働保険の適用を供給先に求めるために市場で不利に立たされている。技術労働者だから教育が必要、組合で教室も持っているが一切の助成が得られない。能力開発制度も使えず差別されている。事業主体こそが肝要である」と発言しました。

また、今年一月一日には連合の「職業紹介事業に係わるヒアリング」が行われ、労供事業

の概況及び連合への要望事項などを述べました。

### 第一六回総会を開催

国内の需給システムが大きく変貌しつつある中で、第一六回定期総会が開かれます。

この一年間、①職安法の「不安定さ(雇用法制の動揺)」と「不完全さ(非事業主体)」を補うための事業、②派遣事業と競合して、労働組合が派遣事業を展開することにより、組織化を促進する、という目的で派遣事業体についての検討を進めてきました。これらについて今回の総会で具体的な提案をします。

今回の総会は、今後の労供事業活動を幅広い角度から見直し、新たな運動の基礎を築くためにも重要な総会です。加盟各組合の積極的な参加と討議をお願いします。

日時：一九九九年二月二六日(金) 午後二時から  
場所：タブレット根岸五階会議室(新運転会議室)

